

## 新自由主義と税・財政

——「經濟戰略會議報告」を読む——

小林 晃

「ある時代の支配的思想は、常に支配的階級思想にほかならない<sup>(1)</sup>」という、マルクス・エンゲルスの有名な命題がある。

資本主義の各々の時期に支配的な思想や理論は、概ね、その各々の時期の経済的諸条件を客観的背景とし、それによつて究極的に規定された支配的な総資本の意思の思想的、理論的表明——その各々が、どの程度まで科学的でありうるかどうかは差し当り別として——にほかならない、と言い換えてもよい。この命題は、現代の経済理論（思想）や税・財政理論（思想）にも、基本的、一般的に当てはまる。マルクス経済学者だけでなく、計量経済学者の佐和隆光教授も、この命題を肯定的に援用しつつ、近年激動ないし動揺甚しい理論・思想を歴史的に総括し、そのうえで「資本主義の再定義」に挑まれている。<sup>(2)</sup>

現代資本主義を文字どおり画する第二次大戦後、すでに五〇余年、半世紀を経過し、二二世紀への入口に差し掛かっている。現代資本主義とは、狭義に解すれば、一九三〇年代の世界大恐慌以降、今日に至る時期と捉えて、さほど異論のないところであろう。また広義に解すれば、独占資本の成立と支配を実現した一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて以降と、筆者は捉えている。<sup>(3)</sup> 独占資本——その名称や存在態様は、学派のいかんにより、あるいは時期や国のいかんにより、いろいろあり、また変化があるが——が、この時以降今日に至るまで、経済構造や経済発展において、もつとも決定的で規定的な共通要因をなしているといつてよく、またしたがって時々支配的な思想・理論の究極的な規定要因でもあるからである。

こうした現代資本主義の時期区分に概ね照応する支配的な税・財政理論(思想)と、その推移を象徴するのが、ワグナーに代表される税・財政論(一九三〇年代まで)——ケインズ、マズグレイブに代表される税・財政論(一九三〇年代以降)——そしてハイエク、フリードマンに代表される最新(一九七〇年代末から八〇年代初以降)の新自由主義(新古典派)の税・財政論である。

だが、佐和教授によれば、すでに九〇年代に入って、この最新の新自由主義(新古典派)、言い換えれば「八〇年代に復権を遂げた自由放任の思想」「市場万能思想に一抹の陰りがさしつある」<sup>(4)</sup>「九〇年代初頭、先進資本主義諸国に長期かつ深刻な不況をもたらし、市場経済の自律的な調整機能にたいする不信の念を助長し、ひいてはそれが、政府の役割の再評価の気運を醸成しつつある」<sup>(5)</sup>。とりわけ、「ポスト工業化社会」という「新しい階梯」を迎える「二一世紀の資本主義は世界的規模での深刻な問題をはらむものと予想される」<sup>(6)</sup>ことを考慮すれば、尚更そうであるとして、以下の五点を列挙されている。

「第一、需要が停滞するなか、供給余力をかかえた国々が、限られた市場の奪い合いをくりひろげ、国際情勢は不

穏なものとなる。そのひとつの結果として、世界経済のブロック化がすすむであろう。

第二、諸悪の根源は人口爆発であるとの認識から、途上諸国と先進諸国のあいだに人口問題をめぐる軋轢が生じるであろう。

第三、モノ作りの拠点が先進諸国から東アジアに移転し、労働力化率と製造業の就業者比率を先進国並み（前者が六〇%、後者が三〇%）と仮定すれば、四億人近くの人びとが製造業に就労することになり、先進国がモノ作りから完全に撤退しない限り、世界全体の工業製品の供給能力は約二・五倍にもなる。モノの供給能力の過剰は、第二次産業から第三次産業への大規模な労働力の移動を余儀ないものとする。もし第三次産業の雇用吸収力が十分でなければ、先進諸国のみならず途上諸国でも大量の失業が発生する。その結果、途上国から先進国への大規模な労働力の移動が避けられまい。

第四、農業の土地生産性が画期的に向上しないかぎり、食料需給の逼迫が懸念される。マルサスの予言は、技術進歩がゆきづまる（可能性の高い）二一世紀にこそ当てはまりそうである。

第五、人口爆発と途上諸国の急速な工業化と経済発展の結果、エネルギー消費が急増し、地球環境の汚染は危機的水準にまで深刻化するであろう。また、それにもなうエネルギー価格の高騰はむろんのこと、二一世紀前半期のうちに、石油、天然ガスなどの枯渇という深刻な事態が招来されかねない<sup>7)</sup>。

このように、「二一世紀の資本主義」は、「世界的規模での深刻な問題」と「危機」をはらむことが予想される以上、こうした「難問の解決を、市場のみにゆだねてはまずわけにはゆかない」し、また「『市場万能』か『政府万能』かの二者択一をすればそれですむ」というわけにもゆかない。かくて、「二〇世紀末の現在から二一世紀の初頭にかけて、自由放任は再度の（スミスに代表される古典派について…引用者）終焉をむかえるものと予想される」と述べ<sup>8)</sup>

られている。この見通しに関する限り——その時期や根拠は、さておいて——、筆者も同感である。というよりも、新自由主義の政策的失敗は、実際にはもうとつくに欧米でも日本でも明らかとなっているといった方が適切であろう。にもかかわらず、『経済戦略会議報告』（一九九二年一月、最終答申）は、今後日本の経済政策、税・財政政策の基調として、なおそれを踏襲しようとしている。

新自由主義にたいする佐和教授の評価、ひいては「資本主義の再定義」には、首肯しうるところも少なからずあるが、同時に首肯しがたい点もある。

その主な一つは、国家独占資本主義という視点がないことである。もつとも、これを計量経済学者に求めることは、それこそ無い物ねだりの類と言うべきであろう。だが、この用語ないし概念は別としても、その構成要素をなす少数の独占（寡占）資本、いわゆる「政・官・財」複合、等々それ自体は、理論的立場の相違をこえて、誰しも否定することのできない現代資本主義の厳然たる実態であり、客観的な社会的構造そのものである。そしてまた、これらは経済面はもとより社会のあらゆる面にわたって、重大で決定的ともいえるべき影響力を現に行使している社会的実在である。こうした重要な問題ないし論点についての言及がほとんどないことは、大きな難点といわなければならないであろう。

もつとも今日では、マルクス経済学を理論的ベースとする論者のあいだでも、この用語、というより現代資本主義分析の一般的、基本的視点ないし概念は、必ずしも市民権を得ている現状にはない。たとえば、次のような批判的見解がある。

「現代資本主義（国家）を指す用語として『国家独占資本主義』がある程度用いられている。しかし、二つの理由から、この用語は現代をさすのに福祉国家ほどは適当でないと考えられる。まず第一に、日本語として言葉自体の意

味内容がはっきりしない。自由主義とか帝国主義とか言えば、その時代の全政策体系を一言で要約し、象徴して、ふつうの人にイメージを一応は喚起させることができる。時代区分である以上、それは言葉として不可欠の条件であろう。

第二に、この用語は日常的、通俗的に用いられていない。たしかめたわけではないが、自由主義とか帝国主義とかは、社会科学用語になるより前に世間で通用していて、自称・他称の自由主義者や帝国主義者というものがいたのであろう。それは時代精神をよく表しているが故にそうなっていたのであって、社会学者は後から、その厳密な内容の確定と歴史的な意義付けを行ったのである。社会科学用語は——少なくとも時代区分に用いられるほどの重要な用語は——現実とそのように対応していなければなるまい。国家独占資本主義という用語は明らかにその条件を欠いている。福祉国家は、自由主義や帝国主義ほどには流通性や使用頻度が高くないと思われるが、しかし日常語として、それなりに時代精神を体现した言葉として生きてみるとみなしてさしつかえない<sup>(9)</sup>。

みられるとおり、「言葉自体の意味内容がはっきりしない」「その時代の全政策体系を一言で要約し象徴して」いない、「現実と対応して」いない等々の理由で、国家独占資本主義は、「時代区分に用いられるほどの重要な用語」としては不適當であるとされている。だが、現代資本主義も、第一に依然として資本主義であり、その一般的本質は不変であること、第二に少数の独占的大資本が、経済をはじめあらゆる面で実権を保有し、規定的要因をなしていること、そして第三に、この独占資本と国家との融合・癒着（「政・官・財」複合は、その象徴）、国家による介入・規制——もつとも、その具体的な態様、強弱の程度は、時期によって大いに異なる——が顕著であるという点で、国家・独占・資本主義という用語（概念）は、少なくとも既存の他の用語に比べて、現代資本主義の基本的性格と歴史的特徴、「全政策体系」の本質と特徴をもつとも現実的に的確に表現しているといつてよい<sup>(10)</sup>。論者が主張する「福祉国

家」よりは、はるかに的確に現代資本主義の歴史的、階級的特徴を表現している。もっとも最重要な課題は、内外の諸条件の変貌——とりわけ、いわゆる「冷戦構造」の崩壊はじめ——著しい九〇年代以降の現代資本主義、換言すれば国家独占資本主義の新たな再編過程の具体的分析に、この概念をいかに活用し適用するかにあることは言うまでもない。

首肯しがたいもう一つは、現代資本主義の将来像についてである。

佐和教授は、二一世紀の資本主義を、ダニエル・ベルに依りながら、「ポスト(ないし脱)工業化社会」と捉えられている。そしてこの「新しい階梯」の特徴を四点<sup>(12)</sup>挙げられ、その第一の「経済の『ソフト化』の進展」を、「ポスト工業化社会」の主たる根拠とされている。たしかに、注(12)に示されている個々の具体的な指摘については、必ずしも全面的に賛同しえないわけではない。だが、なによりも肝心なポイント、すなわち支配的資本の存在態様ないし構造が、「新しい階梯」としての二一世紀資本主義において一体どうなるのかが不明であり、この点の欠落が、恐らくは先の第一の難点とも関連して、重大な難点をなしているように思われる。

### 注

- (1) マルクス・エンゲルス『共産党宣言』、大内兵衛・向坂逸郎訳・岩波文庫、六六頁。
- (2) 佐和隆光『資本主義の再定義』、岩波書店、三三頁。
- (3) 小林晃『現代租税論の再検討』、税務経理協会、第I部参照。
- (4) (5) 前掲、佐和、一八九、四〇、二〇三頁。
- (6) (7) 同右、一九八、二〇二頁。
- (8) 同右、三九頁。
- (9) 林健久『福祉国家の財政学』、有斐閣、五頁。



(10) 小林晃『財政学要説』、税務経理協会、五五頁以下参照。

(11) ダニエル・ベル『脱工業化社会の到来』、内田忠夫他訳、ダイヤモンド社。

(12) 「第一、サービス、情報、ソフトウェアの生産にたずさわる人びとが全就業者の四分の三前後を占めるようになり、国内総生産に占める情報・ソフトウェア関連産業の生産の比率が高まる。また、工業製品の生産コストに占める情報やソフトウェアのコスト・シェアが一段と高まる。いわゆる経済の『ソフト化』の進展である。だとすれば、労働投入量によりモノの価値をはかるマルクスの労働価値説は、情報やソフトウェアの価値の物差しとしては、とても通用しそうにない。また、情報やソフトウェアの市場では、限界効用の逡減と限界費用の逡増を前提とする、右下がりの需要曲線と右上がりの供給曲線の交点で価格が決まるという、新古典派の価格理論の前提の妥当性もまた疑わしくなる。

第二、環境保全への気運が高まり、環境調和型の企業行動や消費者行動が、これまでも増して求められるようになる。また、環境保全と経済成長とがトレードオフの関係にあるとき、環境保全のほうに優先される事例が多くなる。大量生産、大量消費、大量廃棄の二〇世紀型工業文明の見直しが始まり、メタボリズム（循環代謝型）文明への転換がうながされる。メタボリズム文明とは、適正消費、極小廃棄、リサイクル、省エネルギー、製品寿命の長期化などを具体的内容とする二一世紀型文明のことである。

第三、価値観が多様化し、画一性が排除され、人びとのライフスタイルが多様化する。その結果、もしくはその前提として、人びとは集団主義からの脱却を求められ、ここにかけてようやく『個』の確立がかなえられる。

第四、社会的な価値規範がほとんど一八〇度転換する。集中から分散へ、効率から公正へ、画一から多様へ、量から質へ、複雑から簡素へ、線形思考から非線形思考へ、制約なしの極大化から制約付き極大化へ、メインフレーム型組織からパソコン・ネットワーク型組織へ、等々」（前掲、佐和、一五三―一五五頁）。

## 二

第二次大戦後に限っていえば、ほぼ一九八〇年代初頭ころまで、支配的な優勢を誇った経済理論ならびに税・財政論は、いうまでもなく一九三〇年代世界大恐慌を契機に誕生したケインズ理論であった。これが、わが国を含む先進

資本主義諸国に共通する政策運営——とりわけ、財政・金融政策——の基調をなした。

スミスに代表される古典派財政論へのアンチ・テーゼとしてのケインズ流財政論、別名フィスカル・ポリシーの財政論は、ほぼ以下の内容を骨子としていた。生誕の契機からして当然ながら、その中心をなすのは、赤字国債を主な財源とする内需拡大——公共投資、減税、社会保障費など——による景気（不況）対策であり、これを金利引下げなど金融政策によって補完するというものであった。これによって恐慌の発現の防止と景気変動を調節して、経済の長期的な安定的成長を確保しつつ、政治的には、社会改良主義（社会政策）にもとづく社会保障の一定程度の拡充によって、内外の社会主義的勢力と対抗しつつ、政治的・社会的安定と体制延命を意図するものであった。

だがケインズ理論（政策）も、ほぼ一九七〇年代末以降、その有効性が問われる事態を迎える。<sup>(2)</sup>七〇年代半ば以降、先進資本主義各国に共通する経済の低成長と長期・深刻な財政危機（財政赤字の累積）の出現と進行が、それである。これは、不況期——財政赤字、好況期——財政黒字、長期的には均衡財政維持という、フィスカル・ポリシーの財政論のいわば核心をなすシェーマを自己否定する事態にほかならなかったからである。<sup>(3)</sup>

いいかえれば、ケインズ政策が従前のように予定どおり機能しなくなつて、いわば行詰まり状態に陥り、その有効性が著しく低下したことを意味する。ここに、総資本の政策要請も当然ながら新たな転機を迎える。この新たな要請に応えるべく登場したのが、新自由主義（新古典派）とその財政論にほかならなかった。新自由主義は、「政府の市場介入をいっさい認めない、自律的な市場経済を理想とあおぐ」。「市場経済を、時空を超えて『効率的』な普遍的経済システムとみなす。すなわち、市場経済はいつでもどこでも効率的な経済システムである、というのが新古典派の大前提なのである。いいかえれば、市場経済の効率性は時間的かつ空間的な拘束をいっさい受けつけない、すなわち市場経済にまさる経済システムは、古今東西、存在しえないことを、新古典派経済学は暗黙の前提にすえているので



ある。<sup>(4)</sup>」

いわれるとおり新自由主義は、まず第一に、事実上資本主義と同義の「市場経済」を、「時空を超えて（つけくわえれば、誰にとっても：引用者）『効率的』な普遍的経済システム」とみなし、「市場経済」を超歴史的に理想化するところに基本的・一般的な特徴がある。だが、「市場経済」は、人類社会の最初から存在したわけでもなければ、未来永劫に存続する理論的保証もない。また、「市場経済」は、無条件に「効率的」で、最良の「理想的」な経済システムである、という理論的保証もない。佐和教授は、こうした新自由主義の立論の仕方を非「歴史主義的方法」として批判され——この点筆者も同感である——、次のように述べられている。

「新古典派経済学のテキストに『資本主義』という言葉はめつたに登場しない。なぜなら『資本主義』という言葉自体が、歴史主義的方法の所産、したがってマルクス経済学の用語であり、歴史を捨象する新古典派経済学になじまないからである。いったん歴史を捨象してしまえば、『資本主義』という言葉は経済学の文脈から消え失せてしまうのである。

新古典派経済学のテキストに登場する、資本主義にもっとも近い概念は『市場経済』である。<sup>(5)</sup>」

新自由主義の第二の基本的・一般的特徴は、「自由放任（政府介入の排除）」と その下での「自由競争」にたいする崇拜ないし万能視である。

「七〇年代末から八〇年代初頭にかけて、政治の潮流に一大異変が生じた。

イギリスでは一九七九年にマーガレット・サッチャーの保守党が労働党から政権を奪還し、八〇年にはアメリカの大統領選挙で共和党のロナルド・レーガンが勝利し、そして八二年には日本で中曽根康弘政権が誕生した。いずれ劣らず強靱なリーダーシップを備えたサッチャー、レーガン、中曽根の三氏は、まるで相呼応するかのようになり、それぞ

れの国において一連の新保守主義（新自由主義）改革を矢継ぎ早に断行した。

一八世紀半ばから一九世紀半ばにかけての一〇〇年間と同様、一九七〇年代末から九〇年代初頭にかけての約一五  
 年間は『自由放任』がもてはやされた時代であった。いいかえればそれは、ケインズによって葬られたはずのアダ  
 ム・スミスの亡霊が、およそ半世紀ぶりに蘇生した時代であった。

実際、自由競争市場を万能視する古典的自由主義の思想が、八〇年代の英米日三国における政府の政策運営の基調  
 をかたどり続けた。自由競争こそが資本主義経済の活力の源泉とみなされ、『個々人が私利私欲を追求するに任せて  
 おけば、国ないし社会全体の福利が最大限達成される』とのアダム・スミスのテーゼが金科玉条のように奉られ、  
 『小さな政府』と民間活力が喧伝され、公営企業の民営化が矢継ぎ早に推し進められた。<sup>(6)</sup>

政府による度重なる経済介入（主として不況対策）の結果、長期・深刻な財政危機と財政の硬直的肥大化（「大きな政  
 府」となって現われたケインズ理論の行詰りへの批判として、スミスに代表される古典的自由主義は、新自由主義  
 の論者にとって、ある意味で格好の理論的「武器」ではあった。というのは、スミスの「自由放任（小さな政府、いわ  
 ゆる夜警国家）」「自由競争」論も、重商主義政策（政府介入）による財政危機の深刻化と「大きな政府」にたいする批  
 判を直接的な契機として生誕したものであったからである。<sup>(7)</sup>

しかし、こうした現象上の類似性でもって、今日、古典的自由主義の復権を主張しようとするのは、スミス理論の  
 非歴史的、機械的な適用（模倣）といわねばなるまい。理論適用の歴史的條件が、当時と今日ではまったく相異なる  
 からである。前者は、文字どおり資本間の自由競争が必然かつ可能な歴史的段階の資本主義であり、後者は、少数の  
 独占資本（これは、いうまでもなく自由競争の一定の制限を条件として成立、存続する）が実権を握っている歴史的段階の  
 資本主義である。

いいかえれば、「新」自由主義は、自由主義的な理論や政策を適用できる歴史的条件がもはや存在しないところで、それをあえて適用しようというものであるから、「新」自由主義の理論と政策は抽象的次元では一応の一貫性をもちえても（機械的なおむ返しであるから）、具体的次元においては相互に矛盾に満ちた性格を帯びざるをえなくなる。たとえば、「自由競争」を主張しておきながら、今日その最大の障害物であるはずの独占資本については、その排除ないし解体にはまったく手をつけない（実際はむしろ逆）、また「自由放任」（政府介入排除）を主張しておきながら、管理通貨制度の根幹にはまったく手を触れないばかりか、国際的にも異常な超低金利、大規模な「公的資金の投入」、内需拡大による不況対策、等々を推進していることが示しているとおりである。

自由主義の現代的適用が実際に意味するものは、結局は、資本（独占資本）による利潤追求の「自由」の拡大（独禁法の適用緩和、持株会社の解禁、国・公営企業や公的年金制度の「民営化」など）、資本（独占資本）にたいする従前の公的規制からの解放と「放任」（規制緩和）、国際的なメガ・コンペティション（グローバルイゼーション）下の社会の全面的市場化（「市場原理」）の徹底、そしてひいては「市場経済」に固有の生産の無政府性の増幅である。よく言われるとおり、現代的な「弱肉強食」の経済システム<sup>(8)</sup>の追求と言い換えてもよいであろう。主観的意図は別として、客観的に、あるいは結果的に「新」自由主義が果たす役割は、こうした一連の政策推進の理論的正当化（ないし根拠提供）というほかないであろう。

## 注

(1) 「古典派が均衡財政、国家の経済過程への不介入、『安価な政府』、国家からの経済の『自由放任』等々を主張したのに対して、ケインズにあっては、逆に、国家の経済・再生産過程への積極的介入なくしては、景気の安定、安定的な経済成長、不況と失業の『克服』と『完全雇用』の『達成』、『福祉の増進』等々は不可能であると主張した。また、国民経済観も、『自然

的自由の体系』から、『私的セクター』と『公的セクター』との混在とみる『混合（二重）経済』論へ、国家観も『夜警国家』から『福祉国家』論（自由改良主義）へと転換せしめられた。

ケインズは、大不況からの脱出のためには、レセフェールではなく、国家が『総需要』を不断に『管理（規制）』し、赤字国債を財源とする公共投資によって『有効需要』を創出すれば、それが『呼び水』となって連鎖的な需要の『波及効果』を通じて、不況が『克服』され、雇用が拡大し、景気の安定が可能であるとした。（pump-priming policy。アメリカで一九三三年にニュー・ディール政策として実施）。さらに、ケインズのこの立論は、ハンセン、マズグレイブ等に引きつがれて、不況・失業の『克服』のみならず、インフレの『克服』をも含む、包括的・体系的な理論へと仕上げられていった。

その第一が、恐慌・不況期に財政支出の拡大や減税を実施するのみならず、インフレ期（好況・景気過熱期）には、それと逆の政策を採ること、つまり財政を抗循環的（counter-cycle antizyklischen）に作動させることによって、不断に景気変動を安定化させるべきであり、またそれが可能であるとしたことである。補整的（compensatory）ないし裁量的（discretionary）フィスカル・ポリシーがそれである。第二は、こうした政策実施に多かれ少なかれ不可避なタイム・ラグをうめるべく、財政制度それ自体に内在する『自動安定化装置』（built-in-stabilizer）——たとえば、累進課税や社会保障支出がそれで、前者は、不況時には自動的減税（自然減収）、好況時には自動的増税（自然増収）が進み、また後者は不況時の『有効需要』の減退を下支えする等——という考え方が取り入れられたことである。そして第三には、上述の第一、二をふまえつつ、主としてマズグレイブによって、『資源の最適配分』『公正な所得の再分配』『経済の安定化』『適度な経済成長の実現』という現代財政の四つの役割（機能）として、理論的に体系化された。（小林晃『財政学要説』、税務経理協会、一七〇—一八頁）。

（2） 佐和教授は、九〇年代に入った日本経済の状況を念頭におきつつ、ケインズ政策の有効性を薄れさせた具体的要因として、以下の五点を指摘されている。なお、筆者の基本的理解については、前掲、二〇〇—二〇二頁参照。

「第一、経済の『ソフト化』、とくにサービス経済化の進展が公共投資の乗数効果を、資金市場の多様化が公定歩合引き下げの内需誘発効果とともに薄れさせたこと。

第二、経済の『ストック化』がすすみ、地価と株価の上昇・下落が巨額の不良資産を生み、銀行、生命保険会社、不動産会社などが『不良資産の調整』という予期せぬ難問をかかえこまざるをえなくなったこと。

第三、経済の『自由化』がすすみ、経済の制御可能性がいちじるしく低下したこと。たとえば先物市場の開設などにより株式市場が多様化するにともない、公的資金による株価支持がむずかしくなったこと。

第四、経済の『ハイテク化』がすすんだこと。いいかえれば、素材型産業にかわり、ハイテク加工組立型産業が先進諸国のモノ作り経済の中核に位するようになったこと。公共事業の需要誘発効果が、自動車、コンピュータ、OA機器等々に及ぶまでには時間がかかるし、また、その効果も薄められる。

第五、モノの『豊かさ』が閾値を超えたこと。いまや道路工事に代表される公共事業の現場で働く労働者は、公共事業のおかげで収入が増えたからといって、すぐに電器屋さんに飛んでいったりはしなくなった。ひととおりの家電製品、耐久消費財はおおむね購入済みだからである。(前掲書、一八六―七頁)。

(3) 佐和教授も、ケインズ理論に替って、「この時期に古典的自由主義が復権した」「理由」の第一に財政危機を挙げられている。

「第一、先進資本主義諸国のいずこにおいても、六〇年代後半から七〇年代前半にかけて、福祉、環境などにかかわる公共的な政策課題が優先されるようになり、政府の肥大化がはてなくすみ、その挙げ句に、オイルショックによる経済成長の突然の鈍化に見舞われ、各国とも深刻な財政赤字におちいったこと。

日本についていえば、一九六五年に始まる国債残高の累増が、七三年のオイルショックをへて後の減速(四%成長)経済のもとで加速され、『大きくなりすぎた政府』にたいして、厳しい批判が浴びせられるようになった。そして八一年には、財界主導の臨時行政調査会が設置され、『小さな政府』をめざしてのキャンペーンが開始された」(前掲、佐和、一八二頁)。

「恐慌・不況期に、国家による赤字国債の発行を主たる財源とする有効需要の創出と提供——公共投資、軍事支出等として——と金利の引き下げによって、過剰資本の処理とインフレによる実質賃金の切下げを図り、また地方、好況・景気過熱期には、これとは逆の操作を施すことによって、資本主義経済に固有の『業病』たる恐慌・不況を『克服』し、『安定』成長ないし『高度成長』を実現しようとするものであった。また、不況期にどれほど巨額な赤字国債を発行しても、好況期における租税の『自然増収』によって償還され、したがってやや長期的観点からすれば、財政収支はバランスを保持し、赤字国債の累積や、それがもたらす財政危機は生じないと予定されていた。

したがって、このような国家独占資本主義的な介入・規制が「有効」に作動する限り、恐慌・不況期には物価は横這ないし下落し、反対に好況期には多かれ少なかれ物価は騰貴する。いいかえれば、不況とインフレは継起的に(時期的に交互に)発現し、また財政の赤字も一時的な現象でしかありえないはずであった。そして事実、ほぼ六〇年代までは、一応こうしたケインズの図式があらはまる形で事態は推移したといってもよかった。ところが、ほぼ七〇年代に入って、とりわけ七四・七五年



恐慌以降、本来継起的に生ずるはずであった不況とインフレが同時進行・併発するという「異常な」現象が、いずれの国家独占資本主義国にも例外なく現れ、またそれにもなつて財政危機も——国により程度の差はあれ——慢性的性格を帯びるに至つた」(前掲、小林、一九〇頁)。

(4) 前掲、佐和、一七、二三頁

(5) 同、二二〇—二三頁

(6) 同、三八〇—三九頁

(7) この時期の「自由放任」「小さな政府」論は、客観的意味と歴史的役割において、経済的には、封建的・絶対主義的な旧体制の桎梏から生産力を開放し、政治的社会的には、民主主義を導入、拡充するという点で、一定の歴史的進歩性をもっていた。

「一九七〇年代以降の国家独占資本主義の新局面に対応し、あるいはそれによつて規定された最新の理論が、古典派の財政論のアンチ・テーゼとして登場したケインズ理論に対する新たなアンチ・テーゼとして、市場メカニズムへの信頼、『小さな政府』の実現、均衡予算主義への回帰を提起している限りでは、古典派理論のある種の反動的ルネッサンスと呼ぶこともできよう。いわば『否定の否定』である。ここで反動的というのは、現代の資本主義は、かつての古典派理論の背景をなした自由競争段階(ないしブルジョア革命期)のそれではなく、国家独占資本主義の段階にあるからである。いかえれば、そもそも国家独占資本主義とは、なんらかの大幅で構造的な国家による介入・規制なくしては、資本蓄積の諸条件をもちや維持できない資本主義であり、この意味で、市場メカニズムへの信頼を基礎とした均衡予算主義と『小さな政府』の実現は、全体的、長期的には所詮不可能な——部分的、一時的には可能であれ——、したがつて観念的な政策目標でしかありえないからである。歴史的反動性という限りでは、資本主義の矛盾の解決を小商品生産への復帰に求めたシスモンディやナロードニキの方法とよく似ている。また、その反動性は、新理論にもとづく国際的な『行革』(行政改革)、『税制抜本改革』の実際の内容によつても具体的に実証されているといつてよい。

したがつてまた、古典派の財政論やケインズ理論がそれなりの一貫した『体系性』をもっていたのに対して、最新の理論は、理論的な首尾一貫性を多かれ少なかれ欠いた弥縫策的性格をますますもたざるをえないことにもなる。そのことは、たとえば、歳出削減と『小さな政府』を主張しながら、財政赤字とインフレの重大な一元凶であるにもかかわらず、軍事支出を事実上その対象から除外し、主に福祉切捨てに向けられていること、減税を主張しながら大衆減税には口をつぐみ、資本(大法人、高額所得)課税減税に重点がおかれていること、ケインズの『総需要管理』政策を批判しながら、有効需要創出による不



況・恐慌対策を完全には理論的にも構造——ましてや、実際の政策においては、依然として多かれ少なかれ採用せざるをえないでいる——排斥しえないこと、等々にもみられるところである」(前掲、小林、二四—二五頁)。

(8) もっとも直ぐ後でみるとおり、新自由主義を基調とする『経済戦略会議報告』では、文言上では、「健全で創造的な競争社会」であって、「弱肉強食の競争社会」ではない、と再三にわたって(二二五、二九〇頁ほか)断られている。

### 三

一般的に上述のような特徴をもった新自由主義が、税・財政面において、どのような特徴ないし傾向となって反映し、あるいは発現するかは自ずと明らかであろう。ほぼ七〇年代後半以降の国際的な長期財政危機の進行(九〇年代末におけるアメリカの財政収支好転など、一時的な例外はある)下で、国際的にほぼ共通して採られてきた政策路線、すなわち財政「再建」、「行政改革(行革)」、「抜本的税制改革」等々によって、基本的にはすでに実証済みといつてよい。<sup>(1)</sup>

新自由主義は、すでに述べたとおりケインズ理論の行詰まりを象徴する長期・深刻な財政危機を直接的な契機として登場したものであるから、先ず何よりも、財政「再建」の路線と方策として具体的に示されることはいうまでもない。だが新自由主義は、実際上は、既述のとおり、資本(独占資本)の論理のかつてなくストレートな全面的展開を大きな一特徴とするゆえに、それは基本的に大衆負担による「再建」という資本主義的財政再建の性格と傾向を一段と強めたものとならざるをえない。くわえて、八〇年代末の「冷戦」終了以降における内外「革新」勢力の著しい後退(ソ連・東欧の崩壊、社会党・総評ブロックの解体は、その象徴的事例)と、労資間の力関係の大きな変化(前者の著しい弱体化)によって、こうした傾向はいっそう増幅される。

たとえば、消費税の導入と税率引上げ(EUでいえば付加価値税率の引上げと逆進性緩和措置のなしくずし弱体化)、「受益

者負担」の強化、社会保険料（税）の引上げと新設など、反面で所得税率構造の「フラット化」（累進性緩和、スミスの比例税率課税の機械的適用）、法人税率の引下げ、租税特別措置等に代表される資本優遇税制の温存、強化など、がそれである。また主として歳出面でいえば、社会保障費の縮減、「民間活力導入」・公企業ならびに事業（公的年金制度を含む）の民間化ないし「民間委託」化・「規制緩和」による財政・公共部門のスリム化（合理化）など、反面で不況「対策」としての内需拡大、金融システム「安定」のための公的資金の投入、「社会資本」の整備、防衛関係費など総じて資本優遇の歳出構造の確保、がそれである。

そして、こうした内容の総体が、いうところの「小さな政府」の内容である。新自由主義がいう「小さな政府」とは、たんに小規模な政府（財政）の意味ではない。それは量（財政規模）の点も然る事ながら、むしろポイントはその質的内容にある。いいかえれば、資本の論理をよりストレートに貫徹する国家機能の拡大、強化である。

二一世紀に向けた「日本経済再生への戦略」と題する『経済戦略会議報告』（小渕首相直属の諮問機関の答申。中間報告、九八年三月、最終答申、九九年二月）も、結論を先取りしていえば、上述の新自由主義がもつ一連の特徴を基本的に踏襲している。あるいは、それを基調として策定されているといつてよい。<sup>(2)</sup> それをもつともよく象徴するのが、結びの文言である。「数々の構造改革を断行した暁の日本経済は、従来とは全く異なる新しい姿をみせるだろう。日本も従来の過度に公平や平等を重視する社会風土を『効率と公正』を機軸とした社会に変革して行かねばならない」。だが同時に指摘しておかなければならない重大な問題は、「再生」を余儀無くされた日本経済の現状、すなわちバブル景気とその反動としての長期平成不況は、政策・理論的にいえば、新自由主義の産物でもあるにもかかわらず、この点の政策・理論的な自己批判がほとんどみられないことである。そればかりか、これからも経済政策、税・財政政策の基調として、同じ「轍」を踏もうとしている。

以下は、主に税・財政関連に限って、筆者なりに整理、抜粋した『報告（答申）』の要旨である<sup>(3)</sup>（なお、要旨にたいする批判的コメントは、これまでの記述の中で、大まかながら基本的には事実上済ましているが、細部については機会を改めた）。

### （一）「新しい日本型システム」の「構築」

「わが国経済は、先般の大型経済対策の効果が徐々に顕在化し景気の急激な悪化に歯止めがかかる兆しも一部にみられ始めた。しかしながら、民間需要は全体として停滞基調を脱するに至っておらず、経済対策効果が一巡した後の景気の自律回復への展望は依然として不透明である。この背景には、バブル経済崩壊後の本格的な調整が未だ不十分なままに止まっていることに加えて、他の先進諸国を上回る急速なスピードでの少子化・高齢化の進行によって、戦後の日本経済の飛躍的な経済成長の原動力となってきた日本的システムの至る所に綻びが生じ、これが日本経済の成長の足枷要因として作用し続けているとの事情がある」（二〇八頁）。

「規制・保護や横並び体質・護送船団方式に象徴される過度に平等・公平を重んじる日本型社会システムが公的部門の肥大化・非効率化や資源配分の歪みをもたらしている。このため、公的部門を抜本的に改革するとともに、市場原理を最大限働かせることを通じて、民間の資本・労働・土地等あらゆる生産要素の有効利用と最適配分を実現させる新しいシステムを構築することが必要である」（二〇八頁）。

「経済戦略会議は、このような現状認識に立ち、各経済主体が将来への自信を取り戻せるような新しい日本型システムを構築する必要があると考える。そのためには、あらゆる既存システムの大膽な見直しを含めて政治のリーダー・シッフの下に官民双方が抜本的な構造改革に取り組むことが必要不可欠であり、それなしには日本経済の再生

はあり得ない」(二〇九頁)。

(二) 「日本経済の再生に向けた基本戦略」

- 1 「経済回復シナリオと持続可能な財政への道筋」(第一章)
- 2 「健全で創造的な競争社会」の構築とセーフティ・ネットの整備」(第二章)
- 3 「バブル経済の本格清算と二十一世紀型金融システムの構築」(第三章)
- 4 「活力と国際競争力のある産業の再生」(第四章)
- 5 「二十一世紀に向けた戦略的インフラ投資と地域の再生」(第五章)

(三) 「経済再生」の「三つの段階」

「第一段階…バブル経済の集中的清算期間(一九九九～二〇〇〇年度頃)」

景気回復と金融システム安定化を最優先した財政金融政策の運営を行う。セーフティ・ネットの整備を進めつつ、早急に実行すべき構造改革(バブル経済の本格清算、人材基盤や知的基盤の整備を含む産業再生への取り組みなど)に着手する。

「第二段階…成長軌道への復帰と経済健全化期間(二〇〇一～二〇〇二年度頃)」

景気の自律回復軌道への移行を見極め、財政政策は景気中立的運営に転換する。金融政策は緩和基調を維持する。本答申に盛り込まれている構造改革を本格的に実行する。

「第三段階…財政再建、構造改革による本格再生のための期間(二〇〇三年度頃)」

本格的な構造改革を継続しつつ、財政再建に向けた中期的取り組みを着実に実施する。自律成長軌道に移行した景気動向を見極めながら、今から一〇年程度先においてプライマリー・バランスの均衡化を目指す。金融政策は景気中立型に転換する。

なお、行政改革の推進、一層の規制緩和などによる小さな政府の実現、地方主権の確立、税制の抜本改革、教育・司法制度・社会保障制度などの改革については、これらの三段階にかかわらず、極力早期に施策を実行すべきである。(二二四～二三五頁)。

#### (四) 「経済回復シナリオ」と「財政の持続可能性の回復」(財政再建)

1 日本経済は本来二%強の潜在成長力を有している。

2 十分な構造改革が断行された場合、日本経済は九九年度以降プラス成長に転じ、二〇〇一年度には二%の潜在成長力軌道に復帰する。

3 雇用流動化が予想以上のスピードで進展する可能性がある。その場合には、一時的に失業率の上昇が不可避となるが、それはむしろ『新しい人的資源大国』としての日本を作る絶好の機会と前向きに位置づけ、必要な対策を採るべきである。

4 国民・市場が持っている将来の財政破綻に対する懸念を払拭するためには、財政のサステイナビリティ(持続可能性)を回復させることが重要である。

5 そのための手段としては、構造改革の断行によって経済を自律回復軌道に乗せる一方、経済成長への影響にも十分配慮しつつ、『小さな政府』の実現による徹底した歳出削減、国公有財産の可能な限りの売却・有効活用、課税ベースの適正化等あらゆる政策努力を最優先で進める(二二五頁)。

「経済戦略会議は、以上のような基本認識の下で、財政のサステイナビリティ回復に向けて以下の五点を提言する。

1 中期的な目標として、『プライマリー・バランス（公債収入、公債費を除いた基礎的財政収支）の均衡化による持続可能な財政』を、〇年程度先に実現することを掲げる。総人口は二〇〇七年をピークにその後減少に転じ、潜在成長率に対してマイナスに働くと見込まれており、今後の一〇年は財政バランスの改善にとってきわめて重要な期間である。

2 徹底した歳出削減とアウトソーシング（民間への業務委託）により、GDPに対する政府規模を大幅に縮小する。

3 国公有財産の可能な限りの売却・有効活用を行う。

4 2及び3に加えて、課税ベースの適正化を行っても、なお所期の目的を達成できない場合には、中間的な観点から、直間比率の見直しや高齢化社会の到来を踏まえて消費税率の引き上げも視野に入れざるを得ない。

5 持続可能な財政運営を担保する仕組みとして、五年間の中期経済・財政見通しを毎年公表する。なお、経済見通しは、年次改訂を制度化する」（二二三～二四頁）。

#### （五）「健全で創造的な競争社会」のための税財政「改革」

「1. 民間の自由な経済活動に対する政府の過剰な介入を防ぐとともに、税・社会保障負担など国民負担の増大に伴う経済活力の低下に歯止めをかけるために、地方も含めて『小さくかつ効率的な政府』を実現する必要がある。

○中央政府、地方公共団体ともに公務員定員を削減する。経済戦略会議は、政府が中央省庁等改革にあわせて行う国家公務員の削減を当初の一〇年間で二〇%から二五%の削減に引き上げたことを評価するが、将来的には更な



る取り組みを検討することが期待される。地方公務員についても国家公務員と同様、削減目標を設定すべきである。

○この目標を達成するため、民間企業でも実施されている早期退職勧奨制度を導入し、活用する。また、公務員の新規採用を抑制する。

○定員削減により行政サービスに滞りが出ないよう、また、行政サービスを効率化するため、民間への業務委託（アウトソーシング）を積極的に活用する」（二二六、二二八頁）など。

「2. 中央政府への依存体質が強く、経済的にも、文化的にも閉塞感の強い地方の自律性を回復し、地方が自らの創意工夫と努力によって活力を取り戻すことができる仕組みを構築することが極めて重要である。

○全国約三二〇〇の市町村を少なくとも一〇〇〇以下に減らすことを目標に、国は市町村合併を促進するための有効なインセンティブ・システムの拡充について積極的に検討を進める。

当面合併が困難な市町村については、広域的行政の展開や既存組織の有効活用により、住民サービスの向上に努める。

○現行の地方税財政制度については、国からの地方交付税や補助金を通じた財政移転がモラル・ハザード（怠惰、浪費）を生じさせており、真の地方自治の確立が妨げられている。財政上のモラル・ハザードを排除するという考え方が最も重要であり、地方の必要とする財源は地方税によって賄うる制度に改める」（二二七、二二八頁）など。

「3. 個々人の努力と成果を十二分に引き出すためには、各種のインセンティブシステムの導入が不可欠である。そのためには、個々人の『選択の自由』を保障し、『再挑戦を可能とする風土』を社会全体で作りに上げていくこ

とが必要である。努力した人が報われるような税制改革が不可欠である。

『健全で創造的な競争社会』を創るうえで、我が国の税制は決して万全とは言えない。税の体系を中立化、簡素化し、国民が広く社会の費用を負担する制度にするとともに、努力した者が報いられるための税制改革を提言する。

① 税のインセンティブ・システムとしての有効性を高めるため、よりフラットな直接税の体系を目指すこととする。抜本的な所得税減税を行うとともに、法人税、相続税などの直接税の減税を引き続き行う。

② その際、節税目的の『法人成り』をなくすため、所得税の最高税率が法人税の実効税率を上回らないようにする。

③ また、税の体系を中立化・簡素化し、課税ベースを拡大する。所得税の課税最低限の引き下げや赤字法人課税に取り組むとともに、租税特別措置や軽減税率を見直す。

④ 長期的には、直間比率の是正は不可欠である。消費税の増税は高齢化社会の到来などに対処するために、やがて不可避になるが、そこに至るまでの期間に徹底的な公的部門のスリム化、効率化による歳出削減が必要である。また、インボイス方式の導入、簡易課税の廃止などにより、消費税体系の簡素化と捕捉率の向上を図る。

⑤ 株式非上場企業の事業継承に伴う株式譲渡に対する相続税を、企業規模を勘案しつつ、早急にかつ相当程度軽減する。現在の税制では、好業績の企業ほど株式評価が高く、継承時の納税額が高くなるが、未上場株の場合、株式の一部を売却することによって納税することができないため、事業継承が困難になることが多い。現在、このことが中小企業にとっては大きな問題になっており、また、起業意欲を減殺していることに鑑み、早急に税軽減措置をとるべきである。

⑥ 寄付金に対する免税措置を大幅に拡大する。国家に税金として納め、それによって公共財を供給するだけでなく、個人個人が必要とみなす公共財を寄付金によって供給する自由を認めるべきである。

⑦ 課税の適正化を図るため、納税者番号制度を早急に導入するとともに、学校法人や宗教法人などに対する課税等の執行体制の整備を行う。

⑧ 特別会計制度を財政制度改革全体の中で見直し、歴史的役割を終えたものについては制度を廃止するか、大幅な縮小をめざす（二二七、二二八、二二九頁）。

「4. 『健全で創造的な競争社会』に相応しいセーフティ・ネットの構築が重要である。行政指導による裁量的で不透明な事前調整型社会から、透明なルールに基づく事後的チェック社会への移行において不可欠となる司法改革や、年金・医療・介護など持続可能で真に安心できる社会保障制度を確立する改革が急がれる。また、わが国の人的資源を有効活用するとの観点から、個人のエンプロイアビリティ（転職適応能力）を高め、有能な人材が二一世紀の日本をリードする新しい産業にスムーズに移動できるような雇用流動化に向けた環境整備が不可欠である」。

「ただし、経済戦略会議は、政府が民間に介入し、全面的に生活を保障する『大きな政府』型のセーフティ・ネットではなく、自己責任を前提にしながらも、支援を必要とするすべての人たちに対して、敗者復活への支援をしながらシビルミニマムを保障する『小さな政府』型のセーフティ・ネットが必要だと考える」（二二七、二二八、二二九頁）。

#### （六）「構造改革を断行した暁の日本経済（社会）」

「第一章から第五章にかけて提言してきた数々の構造改革を断行した暁の日本経済は、従来とは全く異なる新しい姿をみせるだろう。スリムで効率的な政府の下で自由闊達な競争が展開され、新しいビジネスや新規産業が次々と勃興する。国民一人一人が保護や規制から一人立ちし、自己責任と自助努力をベースとして自由な発想と創造性をいかんなく発揮することによって自らの生み出す付加価値を高めることが成長の源泉となる。新しい価値を生み出そうという一人一人の意欲と熱意、創意工夫の積み重ねが豊かさや競争力の源泉になる。個々人が個性や独創性を持ってリスクに果敢に挑戦する姿勢が高く評価され、その成果に対して正当な報酬が与えられる。そして、次世代を担う若者や今日の日本の発展を築き上げてきた高齢者も生き生きと希望を持って豊かな生活を営める：そうした社会が実現するはずである。

ともすれば、これまでの日本の経済社会は急激な変化を嫌い、弱者保護の名の下に既得権益の維持を優先してきた結果、既存秩序の枠組みは大きく崩れず、改革の歩みは遅々としていた。一九八〇年代前半の米国経済も双子の赤字と貯蓄率の低下、企業の国際競争力の喪失等、様々な問題を抱えていた。しかし、小さな政府の実現と抜本的な規制緩和・撤廃、大幅な所得・法人減税等を柱とするレーガノミックスに加えて、ミクロレベルでの株主利益重視の経営の徹底的追求とそれを容認する柔軟な社会システムをバックに、米国経済は九〇年央には見事な蘇生を成し遂げた。最近でこそ、アングロ・アメリカン流の経済システムの影の部分も目立ってきているが、日本も従来の過度に公平や平等を重視する社会風土を『効率と公正』を機軸とした透明で納得性の高い社会に変革して行かねばならない」(二八九～二九〇頁)。

「二一世紀の日本経済が活力を取り戻すためには、過度に結果の平等を重視する日本型の社会システムを変革し、個々人が創意工夫やチャレンジ精神を最大限に発揮できるような『健全で創造的な競争社会』に再構築する必

要がある。競争社会という言葉は、弱者切り捨てや厳しい生存競争をイメージしがちだが、むしろ結果としては社会全体をより豊かにする手段と解釈する必要がある。競争を恐れて互いに切磋商磨することを忘れれば、社会全体が停滞し、弱者救済は不可能になる。

これまでの日本社会にみられた『頑張っても、頑張らなくても、結果はそれほど変わらない』護送船団的な状況が続くならば、いわゆる『モラル・ハザード』（生活保障があるために怠惰になったり、資源を浪費する行動）が社会全体に蔓延し、経済活力の停滞が続くことは避けられない。現在の日本経済の低迷の原因の一つはモラルハザードによるものと理解すべきである。

もしそうであるなら、日本人が本来持っている活力、意欲と革新能力を最大限に発揮させるため、いまこそ過度な規制・保護をベースとした行き過ぎた平等社会に決別し、個々人の自己責任と自助努力をベースとし、民間の自由な発想と活動を喚起することこそが極めて重要である」（二二五～二二六頁）。

## 注

(1) 前掲二著、小林、ならびに『財政再建と税財政改革』、白桃書房、参照。

(2) 「中間報告」も「最終答申」も、新自由主義的基調に変りはないが、「最終答申」では「中間報告」の一定の「軌道修正」が図られている。つまり、国民世論の批判にたいする政治的配慮から、「最終答申」では「セイフティネットの構築」が政治的に殊更強調されている。だがそれも、「大きな政府」型ではなく、「小さな政府」型である、と釘を刺している。（『報告』、二三五頁）。たとえば、「朝日新聞」（九九・二・二七）も、この点を次のように評論している。

「小渕恵三首相の諮問機関、経済戦略会議は『日本経済再生への戦略』と題する（最終答申）を首相に提出した。『健全な競争社会』の実現を打ち出した（中間報告）を引き継ぎ、『小さな政府』『活力のある産業の再生』『効率的金融システム』などの実現をうたっている。同時に、雇用対策、社会保障の充実も強調するなど軌道修正を図り、競争と相互扶助が両立する社会

像を提起した。(中間報告)に比べて大きく変わったのは、雇用や社会保障を中心に「安心を保障するセーフティネットの構築」に力を入れた点だ。競争と効率を強調した(中間報告)に対し、社会保障を重視する経済学者らが批判を投げかけたのを意識した。規制や保護のない競争社会と、その敗者に生活保障をする仕組みの両立を、答申は「アングロ・アメリカン・モデルでもヨーロッパアン・モデルでもない日本独自の第三の道」と名づけた。弱肉強食の米国型社会を目指すのではないと念を押している。

議長代理でもある一橋大の中谷巖教授は「日本社会は平等への執着が強い。競争という弱者はどうなるという話になる。国民の支持を得るためにはセーフティネットをきちんと書き込もうということになった」と話している。

ただ、具体策になると雇用対策では失業手当を手厚くするより、個人の再教育に力点を置き、その費用を補助する「能力開発バウチャー(引換券)」支給制度を提案。企業が過剰雇用を吐き出せる環境を用意する狙いで、「競争社会」という枠から決してはみ出していない。

(3) 要約の中の「報告」からの引用(「」)書の文章、文言)は、「経済戦略会議報告」、日刊工業新聞社によっている。

なお、この「報告」の全貌にわたる紹介とコメントについては、本誌でもすでに、第三十五卷、第一号所収の清水嘉治論文がある。